

日本地域学会研究会規程

第一章 総則

(親規程)

第 1 条 この規程は日本地域学会（以下、本学会）会則（以下、会則）第 23 条に基づき、同第 22 条に定める研究会（以下、研究会）の設置、運営、活動等に必要な事項について定める。

(研究会の管掌)

第 2 条 本学会学術委員会（以下、委員会）規程第 3 条第 3 号に基づき、委員会は、研究会設置のための企画、公募、審査等の事業および業務を管掌する。

(研究会の事業)

第 3 条 研究会は、会則第 4 条第 2 号に定める本学会の事業の一環として、以下の事業を行うことができる。

- 一 定期的または非定期的な勉強会、ワークショップ等の研究会合
 - 二 定期的な研究報告会
 - 三 定期的または非定期的なシンポジウム、講演会、講習会等の地域科学の啓蒙のための活動
 - 四 本学会年次大会研究報告セッションにおける特別セッションの編成
- 2 委員会は、研究会に対して、前項第 4 号の特別セッションの編成等を指示することができる。

第二章 研究会の設置

(研究会の組織)

- 第 4 条 研究会は、研究会会員（以下、会員）によって組織される。
- 2 会員は、すべて本学会の正会員でなければならない。
 - 3 研究会に、1 名の主査と若干名の幹事をおく。

(研究会の設置方法)

第 5 条 研究会は、次の何れかの方法によって、各会計年度ごとに設置される。

- 一 委員会が本学会の正会員を対象として行う次年度研究会設置のための募集（以下、公募）
- 二 委員会による企画
- 三 既に設置されている研究会の場合にあっては、次年度への継続

(公募による研究会)

第 6 条 公募に基づいて設置されるべき研究会は、以下の各号の何れかに相当する研究会の目的（以下、目的）を有するものでなければならない。

- 一 地域科学の特定分野での研究
- 二 地域科学における特定の方法論の研究

(応募)

第7条 公募に対する応募は、その責任者（以下、応募責任者）が研究会設置許可申請（以下、申請）書を委員会に提出することにより行う。

2 申請書に記載すべき事項、様式については、理事会の議決を経て別に定める。

(審査)

第8条 委員会委員長（以下、委員長）は、申請があった場合には、速やかにこれを審査し、その結果を当該応募責任者に通知しなければならない。

(審査要項)

第9条 前条の審査の手続き、規準等についての審査要項は、理事会の議決を経て別に定める。

(公募による研究会の設置、届け出と取消し)

第10条 研究会設置の許可がなされた場合には、当該応募責任者は、速やかに研究会を組織しなければならない。

2 かく設置された研究会の主査は、当該年度における事業計画等について速やかに委員長に届け出なければならない。

3 委員長は、前項の届け出による研究会の事業計画等が、当該申請の内容と著しく異なる場合には、その研究会設置の許可を取り消すことができる。

(研究会の企画)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる何れかの目的をもって研究会を企画し、その設置を理事会に提案することができる。

- 一 地域科学の特定の重要な分野の研究
- 二 本学会と関連する学協会との研究交流の促進

(企画による研究会の設置、届け出)

第12条 前条に基づき設置される研究会の主査、幹事および会員は、委員会の推薦に基づき、理事会が承認し、会長が委嘱する。

2 前項により設置された研究会の主査は、当該年度の事業計画等を速やかに委員会に届け出なければならない。

(研究会の継続申請)

第13条 既に設置されている研究会を次年度も継続して設置する場合には、当該研究会の主査（以下、主査）は研究会継続設置許可申請（以下、継続申請）書を委員会に提出しなければならない。

2 継続申請書に記入すべき事項、様式については、理事会の議決を経て別に定める。

(継続申請の審査)

第14条 委員長は、継続申請があった場合には、速やかにこれを審査し、結果を当該主査に通知しなければならない。

2 かく継続して設置された研究会の主査は、当該年度における事業計画等について速やかに委員長に届け出なければならない。

3 かく提出された事業計画等については、第10条第3項の規定を準用する。

4 第1項の審査のための手続き、審査規準等は、第9条に基づく審査要項に定める。

第三章 研究会の運営

(主査の職務)

第15条 主査は、研究会を主宰し、当該研究会の事業および業務をすべて管掌する。

(幹事の職務)

第16条 研究会の幹事は、主査の委嘱により、当該研究会の事業および業務を分掌する。

(主査の不在、交代)

第17条 研究会は、当該主査に事故等の支障があり、主査不在となる場合には、速やかにその主査を定め、かく定められた主査は、速やかに研究会主査変更届出書を委員会に提出しなければならない。

2 当該会員の協議により主査を交代する場合には、前項の規定を準用する。

(研究会会員の勧誘)

第18条 研究会は、その目的を達成するため、広く地域科学に興味をもつ研究者を当該研究会の会員として組織することができる。

(特別会計)

第19条 本学会に、各研究会の事業を行うため、研究会ごとに研究会特別会計（以下、特別会計）を設置する。

2 主査は、各年度ごとに、当該特別会計予算案（以下、予算案）を作成して学術委員会に報告し、その了承を得なければならない。

3 研究会は、広く、研究助成金、奨学寄付金等の寄付金を当該特別会計の収入として受け入れることができる。

4 研究会は、必要に応じ、当該会員より研究会参加費等を徴収することができる。

5 特別会計予算は、当該主査が管理する。

6 委員会は、必要に応じて、研究会の関連会計帳簿、関連会計書類等の閲覧をすることができる。

7 主査は、各年度ごとに、その管理する特別会計の決算報告書を委員会に提出し、その監査を受けなければならない。

8 委員会は、主査より提出された決算報告書に疑義がある場合には、その旨可及的速やかに本学会会長、常任理事および監事に報告しなければならない。

(事業実績報告)

第20条 主査は、当該年度末に、当該研究会の最新の会員名簿および当該年度における事業実績等についての報告書を委員会に提出しなければならない。

(理事会への報告)

第21条 委員長は、第10条第2項および第12条第2項に基づき提出された事業計画全般について取りまとめを行い、委員会規程第10条に定める事業計画の一部としてこれを理事会に報告しなければならない。

2 第19条第7項に基づき提出された決算報告書および前条に基づき提出された事業実績報告書についても、前項の規定を準用する。

第四章 細則

(細則)

第22条 第10条第2項および第12条第2項に定める事業計画として主査が報告すべき必要な事項および同事業計画書の様式等については、理事会の議を経て別に定める。

2 その他、研究会の事業、運営、業務等に必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

(研究会内規)

第23条 研究会は、その業務の円滑な実施のため、研究会内規（以下、内規）を定めなければならない。

2 内規は、主査がこれを委員会に報告し、その承認を得てから施行される。

3 内規の改定、廃止もしくは中断の手続きも前項に準ずる。

第五章 雑則

(改正)

第24条 この規程は、理事会の議決を経て改正することができる。

第25条 (削除)

附則 (平成10年10月16日 制定)

(施行日)

第1条 この規程は、制定の日から施行する。

(研究会設置開始年度)

第2条 研究会の設置は、平成11年度より行う。

附則 (平成12年11月2日 制定)

この規程は、制定の日から施行する。